

青森港沖館地区フェリー（自動車航送船）埠頭運営事業の認定について

港湾法（昭和25年法律第218号）第54条の3第2項の規定により青森港における特定埠頭の運営の事業の認定をしたので、同条第6項の規定により、下記のとおり公表します。

平成24年7月5日

青森港港湾管理者 青森県
代表者 青森県知事 三村申吾

記

1 特定埠頭の運営の事業の認定を受けた者の名称
財団法人青森県フェリー埠頭公社

2 特定埠頭の運営の事業の名称
青森港沖館地区フェリー（自動車航送船）埠頭運営事業

3 特定埠頭の運営の事業の計画の概要

(1) 特定埠頭の運営の事業の概要

本事業は、青森港沖館地区岸壁（マイナス7.5メートル）（耐震）（以下「公共バース」という。）及び公共バース背後地を借り受けて、財団法人青森県フェリー埠頭公社（以下「公社」という。）が所有する第一バースから第三バースまでの係留施設（以下「公社バース」という。）、管理棟（ターミナルビル）、駐車場等と合わせ、フェリー埠頭として効率的かつ一体的な運営を行うものである。

(2) 特定埠頭の運営の事業の実施時期

事業開始の期日 平成24年7月10日

事業終了の期日 平成34年3月31日

(3) 特定埠頭の位置

青森港沖館地区沖館埠頭

(4) 特定埠頭を構成する港湾施設の種類、数、規模及び構造

種類	数	規模	構造	摘要
〔公社施設〕				
第1バース	1	水深-7.5m 延長200m	鋼管杭栈橋式	
第2バース	1	水深-6.0m 延長169m	ドルフィン栈橋式	
第3バース	1	水深-6.0m 延長169m	ドルフィン栈橋式	
駐車場	1	43,387m ²	アスファルト舗装	駐車場内通路を含む。
管理棟	1	1,650.89m ²	鉄筋コンクリート造	

〈ターミナルビル〉 緑地	1	5,281㎡	2階建	
〔県管理施設〕 公共バース	1	水深-7.5m 延長185m、	鋼管杭栈橋式	
駐車場	1	26,000㎡	アスファルト舗装	

4 特定埠頭の運営の事業の実施が青森港の効率的な運営に特に資するものであることを明らかにするために参考となるべき事項の概要

青函航路は、青森港の年間貨物取扱量の約九割、本州北海道間の物流の約三割を担う、生活に欠かすことのできない物流の基盤であり、経済の大動脈として必要不可欠な役割を担っているが、船社の経営環境は非常に厳しいものがあり、航路の安定的維持が求められている。

公社では、本事業導入を契機として、各船社と締結している栈橋等賃貸借契約について賃貸料の減額変更を行い、また、公共バースの使用料を公社バース並みに引き下げることで、船社の負担軽減を図り青函航路の安定的な維持に資するとともに、バース利用の偏りを解消するものである。

また、現状では、フェリー埠頭の駐車場がバースごとに確保されておらず、更に、構内を移動する場合は第2バース及び第3バースの乗降口前を通過せざるを得ず、乗下船車両と構内移動車両との動線のふくそうにより乗船の誘導に時間を要し、フェリー運航ダイヤの遅延の一因となっている。そこで、公社で公共バース背後地を借り受け、駐車スペースの再配置を行い、バースごとの駐車場所と長時間駐車用のスペースを確保するとともに構内移動用の幹線通路を配置することで動線の最適化を図るものである。

これに伴い、公社は管理区域が拡大することとなるが、公社施設と一体で管理するため警備、清掃等の人員増の必要はなく、港湾管理者においては支出の削減が可能となり、公共バースの運営コストが抑制されるとともに、公共バースにおいては使用許可手続が簡素化されることにより、利用者の利便性が向上するものである。

更に、これらと併せて、貨物量の増加を図るためのポートセールスを実施することで、青函航路の安定的な維持が可能となるものである。

5 港湾法施行規則第17条の4第4項の規定により提出された意見書の処理の経過 意見書の提出なし

6 認定理由

今回公社から申請があった特定埠頭運営事業の計画（以下「事業計画」という。）は、公共バース及びこれに附帯する駐車場と公社バースとを、自動車航送船により運送される貨物自動車または旅客を取扱う埠頭として一体的に運営しようとするものである。

当該事業計画は、平成19年9月に軽易な変更を行った青森港港湾計画に適合するものであるとともに、港湾法施行規則第17条の3第1号ハの規定に該当する事業である。

また、当該事業計画は、利用者のコスト縮減効果が期待できること、利用者の利便性が向上すること、公共バースの利用が促進されバース利用の偏りが解消されること、公社が提案するポートセールスにより取扱貨物量の増加が期待できること、港湾管理者が現在行っている維持管理等の経費が不要になり公社との貸付契約により収入が安定して得られることから港湾管理者財政に寄与すること、公社が公社バース及びこれに附帯する駐車場等と、公共バース及びこれに附帯する駐車場とを一体的に管理運営することにより、青函航路の安定的な維持に向けて主導的な役割を果たすことが期待できることから、青森港の効率的な運営に特に資するものと認められる。さらに、公社は事業計画において公共性及び公平性を持って運営を行うとしていることから、適正な運営の確保の見地から支障がないものと認められる。

公社の資金計画は収支バランスが整っていると判断でき、当該事業を適正かつ確実に遂行するために適切なものであると認められる。

また、公社は、青森港及び八戸港におけるフェリー埠頭の建設、改良、維持、修繕及び管理を総合的かつ効率的に行うことを目的として昭和47年に設立された法人であり、以降これまで自社施設の管理運営を行っている。また、平成22年度決算において64百万円の純利益を計上するなど経営状況は安定しており、財務基盤も健全である。よって、特定埠頭の運営の事業を遂行するための経済的基礎及びこれを的確に遂行するのに必要な能力を十分に有しており、公社の資金計画によると、累計収支において事業導入後も安定した経営が確保されると認められる。

さらに、公平性及び公共性を持って運営を行い、特定の利用者に対して不当に差別的な取扱いをしない旨を公社の事業計画において表明し、また、港湾管理者が公社と締結する契約においてもその旨を規定することから、差別的な取扱いをしないものであると認められる。

以上のことから、港湾法第54条の3の規定に基づく特定埠頭の運営事業を確実に実施できる能力を有すると認められることから、事業の認定をしたものである。